

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会

火薬小委員会 火薬類保安WG（第1回）

議事録

日時：令和4年3月28日（月） 13：00～15：00

場所：オンライン開催

議題

- （1） 議事の運営について
- （2） 最近の火薬類取締法関連事故等について
- （3） 火薬類取締法技術基準の見直し等について
 - ① 性能規定化等の取り組み状況
 - ② 軽微な変更の追加
 - ③ 申請様式の変更
- （4） 火薬類取締法その他の取り組みについて
- （5） その他

○事務局 時間となりましたので、ただいまから産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会第1回火薬類保安ワーキンググループを開催させていただきます。

本日は御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は委員10名中全員の方に御出席をいただいております。定足数を満たしておりますことを御報告いたします。なお、本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、オンラインによる会議の開催といたします。

それでは、開会に当たりまして、産業保安担当審議官の苗村から御挨拶させていただきます。苗村審議官、お願いします。

○苗村審議官 経済産業省の苗村でございます。

本日は火薬類保安ワーキンググループに御参加いただきまして、ありがとうございます。また、皆様におかれましては平素より火薬類保安行政に多大な御協力をいただき、感謝申し上げます。

本日は火薬小委員会に置かれたワーキンググループの整理統合後、火薬類保安ワーキンググループとしては第1回目の開催となります。令和2年、3年の火薬類の事故は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う花火大会の中止が相次いだことなどにより、約30件と例年に比べて減少傾向にございます。他方で、本年3月1日には宮崎県延岡市で火薬製造中の爆発事故が起こり、残念ながら死亡者も出ております。引き続き火薬類による事故の削減に向けた取組を積極的に進めてまいります。

平成27年度から進めてまいりました火薬類の保安の性能規定化につきましては、本年度までに製造・消費・廃棄の各段階において技術基準の改正を行いました。残っております貯蔵の技術基準につきましても現在作業を進めており、早々に改正を行っております。また、性能規定化以外にも、打ち上げ花火を無許可で消費できる数量の見直し等、事業者からのニーズを踏まえまして技術基準の見直しを進めてまいりました。

本日は製造施設及び火薬庫の軽微な変更工事の範囲の拡大及び申請様式の見直しについて御審議をお願いいたします。こうした見直しにつきましては、時代に即した合理的な保安につながるものと考えております。本日のワーキンググループでの議論の結果につきましては、今後開催予定としております火薬小委員会の審議に反映させていただくこととしております。火薬類のさらなる災害防止と公共の安全確保に向けまして今後とも御協力をお願いいたします。

本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局　ありがとうございます。続きまして、火薬類保安ワーキンググループにおける座長に関しまして、産業構造審議会運営規程第15条第3項に基づき、委員の皆様による互選とさせていただきたいと思っております。事務局としましては新井充委員に座長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、本ワーキンググループの座長につきましては新井充委員をお願い申し上げたいと思っております。新井座長より一言御挨拶をいただきたく思いますが、よろしいでしょうか。

○新井座長　ただいま座長に御指名いただきました新井でございます。よろしく願いいたします。

さて、本火薬類保安ワーキンググループは、産業火薬保安ワーキンググループと煙火保安ワーキンググループを廃止し、それらの機能を持ったワーキンググループとして新たに設置されたもので、本日が第1回目の開催となります。本日はオンラインの開催となりますけれども、皆様方におかれましては忌憚のない御意見をいただけると幸いです。よろしく願いいたします。

○事務局　ありがとうございます。それでは、以降の議事進行につきましては新井座長をお願いしたいと思います。新井座長、よろしく願いいたします。

○新井座長　それでは、ここからの議事進行は私のほうで行ってまいりたいと思っております。

議事に入る前に、まず事務局からオンライン会議における注意事項の御説明、それから本日の会議資料の確認をお願いいたします。

○事務局　初めに、本日はオンライン会議となりますので、座席表の代わりに出席者の一覧を配付しております。適宜御確認ください。

それでは、オンライン会議における注意事項を御説明いたします。会議資料とは別に配付しておりますオンライン会議の注意事項を御覧ください。会議開催前は飛ばしまして、会議開催中に関する注意事項でございますが、御発言時以外につきましては必ずマイク及びカメラをオフ、ミュートにしてくださいようお願いいたします。

2点目、御発言の方法につきましては、御意見等がある場合はマイクをオンにしてミュートを解除して、御自身のお名前をまず御発言ください。座長から御指名があった後、〇〇ページの何々のように御発言に係る箇所を言及いただきまして、その上で御発言ください。ビデオは通信負荷削減のため、必要な場合を除きオフにしてください。

3点目、その他になります。画面が見えない、声が聞こえない等の不具合が発生した際は、チャット機能で御連絡いただくか、以下の事務局連絡先まで御連絡ください。音声为正しく聞き取れない場合には、再度御発言内容を確認させていただくことがあります。本会議は議事録が起こされます。また、御発言もこれまでの審議会と同様録音されておりますので、御了承ください。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。配付資料につきましては、お手元の議事次第にも記載しておりますが、資料1-1から資料4までと参考資料で構成されております。資料はT e a m sの画面上に投影いたします。審議の途中で資料を見られない場合や通信の不具合が生じた場合には、お手数ですが、先ほど御説明いたしました電話番号への御連絡、あるいはT e a m sのコメント機能を活用して事務局までお知らせください。

以上になります。

○新井座長 ありがとうございます。それでは、本日の議事に入りたいと思います。

まず議題1、議事の運営についてです。資料1に基づきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料1につきまして事務局より御説明いたします。資料1は2種類の資料で構成されておまして、まず資料1-1「産業構造審議会火薬小委員会火薬類保安WGについて」、それから、資料1-2「議事の運営について（案）」を準備しております。

まず資料1-1を御覧ください。一昨年12月の資料になります。火薬小委員会につきましては、産業火薬保安WG及び煙火保安WGを廃止し、火薬類の取扱いに係る技術基準及び保安について調査審議を行う火薬類保安WGを新たに設置することといたしました。

1. 火薬類保安WGを御覧ください。2段落目ですけれども、本WGではここに記載のある火薬類の製造や消費等に係る技術基準や保安に関する在り方について検討を行うこととなっております。

資料の2ページを御覧ください。火薬類保安WGでの審議事項のうち、具体的な調査事項にありますように、省令改正を伴うものにつきましては、一番右側の○のところですけれども、小委員会の調査審議事項となります。

ほかの資料については参考にしてください。

次に、資料1-2を御覧ください。「議事の運営について（案）」です。本ワーキンググ

ループの議事の運営については、以下のとおりとします。

1. ワーキンググループは、当該WGに属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決をすることができない。

2. WGの議事は、当該WGに属する委員及び臨時委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところによる。

3. 座長は、必要があると認めるときは、当該WGに属する委員、臨時委員及び専門委員以外の者を当該WGに出席させ、意見を述べさせ、または説明させることができる。

4. 議事は原則公開することとする。ですので、今日の議事に関しましては公開となっております。ただし、特別の事情がある場合は、座長の判断により非公開とすることができる。

5. 会議の配付資料及び議事録は、原則公開することとする。また、議事要旨は速やかに経産省のホームページを通じて公表する。ただし、議事を非公開とする場合など特別の事情がある場合は、座長の判断で配付資料または議事録の一部または全部を非公開とすることができる。

という議事運営の案になっております。

私からの説明は以上です。

○新井座長　それでは、本テーマについて皆様から御意見等をお願いいたします。御発言を御希望される方におかれましては、最初にお名前を名乗っていただくようお願いいたします。私のほうから順番に指名させていただきます。いかがでしょうか。

特に御質問等はないということによろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして議題2、最近の火薬類取締法関連事故等について、事務局より御報告をお願いいたします。

○事務局　それでは、資料2-1と2-2を続けて御説明させていただきます。まず資料2-1についてです。先日の3月1日にあった宮崎県延岡市にカヤク・ジャパン株式会社東海工場での事故について御紹介させていただきます。

3. 事故の概要です。東海工場の硝化工程が終わった後の第1洗浄工室には、事故当日の朝、3つの貯槽に合計2,810キロの爆薬がありました。このうち3番目の貯槽のジエチレングリコールジナイトレートを次の工程に払い出す作業を3名で行っていました。アルミ容器2個に入れたこの爆薬を運搬車に載せて2名で移送し、1名は残って作業していた

ところ、爆発が発生したものです。

2 ページを御覧ください。4. 火薬類の種類と数量を記載しております。また、第1 洗浄工室での作業、ジエチレングリコールジナイトレートの貯槽タンクから、ろ過槽を通じてこの爆薬の払出し作業を実施していたものです。

5. 被害の状況（3月25日時点）になります。人的被害としましては、死亡者1名と軽傷者5名。軽傷者のうち3名は工場外の者になります。物的被害といたしましては、工場内は危険区域内の全ての危険工室、一時置場及びその他関係施設に被害が発生しております。工場外につきましては、周辺の住宅等で窓・ガラス、ドア・雨戸等の破損、隣接する関係会社のボイラー室の柱のひびや貯水池のポンプ室建屋傾きなどの被害が見られました。

3 ページ目は上空からドローンで撮影したのものになります。工室のあったところはクレーナーができておりますが、周りの土手は一部崩れてはいるものの基本的な形を残したのになっております。

6. 事故の原因と対策。現在は調査中で、製造業者において第三者を含む事故調査委員会を設置し、調査を開始しているところでございます。

7. 経済産業省の対応としましては、九州の産業保安監督部の職員2名が事故現場を確認しております。また、当課におきましては、産業爆薬の製造業者に対しまして、同様の事故を未然に防ぐ観点から、火薬類取締法令の遵守及び各現場における作業手順や安全対策の再確認の徹底の注意喚起を実施したところでございます。

次に、資料2-2を御覧ください。令和2年及び3年の火薬類取締法関係事故等についてまとめてございます。まず1. 令和3年までの事故の発生状況になります。事故発生件数は、この後の図1と2を併せて御覧ください。過去10年で見ると概ね60件から80件で推移していきまして、最近2年はコロナの関係で大きな花火大会等が中止になっている影響もあって、30件前後に減少しております。死傷者数は、過去10年で見ると概ね40名を下回るかなり削減された傾向になります。また、平成29年は1名、30年は3名の死亡者数が発生しましたが、令和元年から3年までは発生しておりません。

2 ページ目を御覧ください。真ん中のところ、令和2年及び3年の火薬類の事故の発生状況です。令和2年の事故発生状況は、事故件数32件のうち30件が消費中の事故であり、このうち25件ががん具煙火を含む煙火消費中の事故でした。令和3年については、事故件数27件のうち22件が消費中の事故であり、このうち20件ががん具煙火を含む煙火消費中の事故になります。

別紙1に令和2年及び3年事故総括表を記載しておりますが、資料の中で注意していただきたいのは、火薬類取締法の規定では、がん具煙火は煙火に含まれている扱いになっております。ただし、この後の図4や別紙1では、打揚煙火等とがん具煙火を区別して表すためにそれぞれの数字で記載しておりますので、数字の取扱いには御注意ください。

②発生した主な事故の概要について、令和2年の事故につきましては、1件のB1級事故が発生していますが、こちらは煙火の消費中のものであって、社会的影響・関心が大きいとの観点からB1級となったものになります。事故につきましては下草が燃えたものになります。令和3年の事故については、C1級事故が14件とC2級事故が13件発生しております。

3ページを御覧ください。③煙火消費中の事故の内容と原因分析になります。事故件数の推移を見ますと、平成25年以降は人的被害や物的被害が生じたC1に着目してみますと、堅調に減少していることが読み取れます。また、令和3年のがん具煙火を含む煙火消費中の事故につきましては全体の約7割となっております、その原因は、黒玉や火災、低空開発が目立っております。事故防止に向けた取組としては、過去の事故の大小にかかわらずその教訓を踏まえた点検や対策を講じることが必要だと考えているところでございます。

次、4ページを御覧ください。参考として令和4年の事故の発生状況を記載しています。発生件数は7件、死傷者数は記載のとおりです。事故の規模の分類ですが、B1級事故につきましては、先ほど御説明した宮崎の事故の人的被害を基に区分したのになっております。物的被害につきましては、まだ損害額が確定していませんので、あくまでも人的被害のみでの分類になっているということです。

次、5～9ページは全体の総括表や令和2年、3年に発生した主な事故になりますので、御参照ください。

最後に、10ページを御覧ください。北海道小樽市の煙火製造所における事故です。この事故に関しましては、原因や対策についてはまだやっているところで、あくまでも北海道からの中間報告を基に記載した内容になっています。

事故の概要につきましては、令和3年10月、危険区域内の物置で従業員が花火大会で不着火だった煙火、種類としてはマインになりますけれども、その導火線修理を行った後、無意識に点火器にマインを接続してスイッチを入れたことにより発火、火災が発生し、3名が負傷したものです。

主な問題点としましては、出火した物置はいずれも製造施設等変更許可申請がないまま

設置されていたものになります。対応としましては、北海道庁では当該煙火製造業者に対して、火薬類取締法第45条に基づく緊急措置として製造施設の一時使用停止及び火薬庫外建物にある火薬類の火薬庫への移動を命じております。

当課では、煙火製造所の保安管理に万全を期すため、関連団体及び都道府県等を通じ、煙火製造業者に対し火薬類取締法令の遵守及び各現場における作業手順や安全対策の再確認の徹底について注意喚起を実施したところでございます。

私からの説明は以上になります。

○新井座長 ありがとうございます。それでは、この議事につきまして御質問等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

私のほうから1ついいですか。延岡の事故の話ですけれども、最後のページに土堤に囲まれたところの中の写真がありますけれども、ここの中に第1洗浄工室があったという理解でよろしいのですか。

○事務局 はい、そのとおりです。

○新井座長 ナンバー1～3の貯槽がこの土堤の中にあっただけのことですね。

○事務局 そういふことです。

○新井座長 ここからアルミ容器2個に入れたジエチレングリコールジナイトレートを運搬車に載せて、運び出したところはこの土堤の外なのですか。

○事務局 はい。土堤の外に運び出していました。

○新井座長 爆発によって土堤の中の物がこれだけなくなってしまったと。

○事務局 そういふことです。

○新井座長 そういふことですね。それで、そのときに、中に1人残っていたのですね。

○事務局 はい、そうです。中で爆発が起こって、中にいらっしやった方が亡くなられたといふことです。

○新井座長 分かりました。ありがとうございます。

○事務局 薬量につきましては、2ページの上にありますように、作業前は2,810キロございましたけれども、あくまでも推定値ですが、危険工室の外に払い出していたので、当時は1,926キロだったのではないかということをお事業者のほうから報告を受けているところです。

○新井座長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、続きまして議題の3番目、火薬類取締法技術基準の見直し等についてということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 資料3を御覧ください。資料3は報告事項と御意見をいただく審議事項に分かれております。まず①技術基準の性能規定化の取組状況でこちらは報告事項になっております。令和2年と3年に技術基準の改正を行っております。まず、最初に、1. 製造施設の構造等及び製造方法の技術基準の性能規定化を昨年3月に公布し、4月に施行しております。あと、2. 昨年4月に火薬類の換算、打揚煙火等の無許可消費数量等の見直し等も行っております。また、昨年10月には消費等の技術基準の性能規定化も実施したところになります。

次の3ページ目を御覧ください。火薬類保安のスマート化に関しましては、一番下のところを御覧ください。平成27年度より取り組んできております。主な目的としては、事業者の創意工夫を阻害せず、新技術・新市場の普及・拡大に対応する規制とするため、安全の水準は維持・向上することを前提として技術基準等の見直しを行っております。それ以外にもリスクやハザードにきめ細かく応じた規制への変更等にも取り組んできました。

4ページを御覧ください。実際に改正した性能規定化後のスキームについてです。現行であれば現在火薬類を取り扱う事業者は詳細に定められている技術基準の遵守を厳しく求められ、原則として他の方法による措置を選択することはできませんでした。それを性能規定化することによって、火薬類を取り扱う事業者は性能規定化された技術基準を具体化した例示基準を参照しながら性能規定を満たす措置を選択・申請することが可能となりました。例示基準に規定されていない場合、事業者は保安水準の確保が達成できる根拠を示すこととなります。

右の真ん中ぐらいを御覧ください。例示基準に規定されていない場合、行政側は必要に応じて性能規定に適合していることを証する資料、例えば文献とかデータ、有識者による評価等を添付することを申請者に求めることができます。また、技術的に高度なものにつきましては、その下に書いてありますように、有識者による評価書を提出していただくこともあると考えております。こうした内容につきましては、技術基準の改正を行った際に併せて通達として関係者に周知したところでございます。

次、5ページ目を御覧ください。性能規定化のスケジュールです。最初に審議官のほうからもございましたが、あと残っておりますのが貯蔵になります。こちらにつきましては、現在内部の審査等を行っているところですので、早急に省令改正等をしていきたいと考え

ております。

次、6ページを御覧ください。製造の技術基準の主な改正内容になります。やった内容ですので、主なものをかいつまんでお話しさせていただきますと、まず2. 危険工室内の暖房装置に関してです。こちらについては、従来であれば、蒸気、熱気、温水以外は使用できないことになっておりましたが、火薬類の爆発または発火を防止する措置を求めることとしまして、例示基準として火薬類が飛散する恐れがない危険工室ではエアコンも使用できるということで規定されております。

4. 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車についてです。火薬類を運搬する運搬車としては、従来であれば、手押し車、蓄電池車またはディーゼル車を規定しておりましたが、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発等を起こす恐れがないものであることとし、例示基準としてガソリン車を規定し、ガソリン車を用いる場合の規定類も併せて例示基準の中に盛り込んでおります。

次、7ページを御覧ください。消費の技術基準の改正についてです。こちらにも既に実施した内容ですので、幾つか御紹介させていただきます。1. 消費場所において電気雷管を運搬する際に、電波を発する器具の携行を原則禁止いたしました。ただし、やむを得ず携行する場合には、電気雷管が爆発する恐れがないよう間隔を取るなどの適切な措置を講ずることとしております。併せて、製造の際の危険工室等についても電流により作動する機構を持つ火工品を取り扱う場合、危険工室等に限ってですけれども、電波を発する機器の携行を禁止しております。

3. 火薬類取扱所については、火薬類の数量管理等を行うところでございますが、こちらについては設置しなくてもよいケースを拡充しております。具体的には記載を御覧ください。

8ページを御覧ください。6. 火工所における見張人配置の代替策です。火工所はこれまで見張人の配置が必須でしたが、火工所として建物を設け、その構造を盗難・火災を防ぎ得るものとする場合には、見張人の配置を免除できることとしております。

一番下、8. 点火回路の一部または全部を無線とした場合の規定追加です。無線を用いた点火回路では他の電波等による誤爆が懸念されるため、誤った信号を受信することにより電気雷管が意図に反して爆発しないよう措置を講ずる規定を新たに追加しております。

次、9ページを御覧ください。貯蔵する火薬類の換算等の見直しを行っています。具体的には特定硝安油剤爆薬と含水爆薬のことを指しますが、これの1.2トン爆薬1トンに

換算することとしました。また、特定コンポジット推進薬10トン爆薬1トンとして算出することとしております。また、火薬庫の最大貯蔵量につきましては、下の表にありますように同様の比率で改正を行ったところです。

次、10ページを御覧ください。がん具煙火貯蔵庫に係る貯蔵火薬類の区分の見直しです。こちらは日本煙火協会からの要望で対応したものですけれども、がん具煙火の半製品については、見直し前はがん具煙火貯蔵庫への貯蔵が認められていなかったが、写真に示すような外箱等を取り付ける工程のみを経て一般消費者に供給されるがん具煙火となる半製品に限って、事業者が取り扱う場合において、がん具煙火と同等の安全性が認められるので、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵できるようにいたしました。

次、11ページを御覧ください。打揚煙火等の無許可消費数量の見直しについてです。左側から、改正後になりますけれども、無許可消費が認められている総数の範囲内は、鑑賞用の打揚煙火の場合には10個と15個と50個を足した75個になりますが、火薬量の多い煙火の代わりに火薬量の少ない煙火を無許可で消費したとしても保安上支障がないと認められるため、必要な改正を行ったところでございます。

次、12ページ、こちらからは軽微な変更の追加で審議事項になります。

13ページを御覧ください。製造施設及び火薬庫の軽微な変更工事の範囲の拡大についてです。概要と課題になります。現行制度では、製造施設または火薬庫の変更工事を行う場合には、許可を受けて工事に着手し、工事後の完成検査受検後に製造施設または火薬庫の使用を可能とすることを原則としています。ただし、一部の工事につきましては、軽微な変更の工事として事前の許可を受けずに工事完了後に知事への届出とし、かつ完成検査を不要としています。こうした中、軽微な変更の工事として認められているものは特定されているため、これまでの考え方を整理し、該当するものは順次手続の簡素化を行っていきたいと考えております。

下に書いているのが既に認めている軽微な変更の工事になります。

14ページを御覧ください。軽微な変更に当たる工事ということでまとめています。工事完成後に遅滞なく届出され、その届出により法令の要件を満たしているかを確認することで十分であると考えられるものになりますが、具体的には次の2つの要件を満たす変更の工事になると考えております。

まず、ア) 技術基準の要求事項が明確または設備の構造が単純であるため、事前確認を受けなくてもその機能または性能が基本的に維持可能な工事。これが事前の許可を受けな

くてもいいことの代替と考えております。もう1つが完成検査に相当するものですが、イ)客観的に見て災害発生の原因とはなりにくい変更の工事であるため、工事後に書面を確認することで保安上支障のない工事。このア)とイ)の両方を満たす場合には軽微な変更工事として認めていいのではないかと考えております。

参考までに、既に軽微な変更工事として認めているものをここに記載しております。

1) 工室内または火薬庫内の設備の取替えの工事になります。取替えの工事につきましては、基本的には機能・性能が同一なものと考えております。同一ではない場合には、この中では変更工事としております。2) 火薬庫の屋根の外面、土堤関連の取替えの工事。3) 工室等外または火薬庫外の設備の変更の工事。手押し車とか警鳴装置です。4) 製造施設または設備の撤去の工事が現在軽微な工事として認められているものになります。

③従来軽微な変更工事として認められていない事例をここに挙げています。1) 火薬類と直接触れる設備の取替えの工事。例えば反応釜といったものが当たると思います。2) 災害が発生した場合、被害の拡大を防止するための設備の取替えの工事。消火設備が該当すると思います。3) 設備の新設、移転。4) 工室等内または火薬庫内の設備の変更工事になります。

15ページを御覧ください。既に軽微な変更工事として認めているもの以外で、工室等内または火薬庫内の設備の取替えの工事、あるいは工室等外または火薬庫外の設備の変更工事等について、ア)及びイ)の条件を満足することが確認できるものは軽微な変更工事として順次追加してはどうかと考えています。

また、これまで認めていない工室等内または火薬庫内の設備の変更工事等であっても、対象範囲を限定することでア)とイ)の条件を両者とも満足することが確認できるものは軽微な変更工事として追加してはどうかと考えております。

今回追加したいと考えているものは、製造施設の場合、1) 照明設備の蛍光灯からLED電灯への変更工事。2) 運搬車の変更工事。ただし、電気設備等を除く場合です。

火薬庫内につきましては、警戒細線等の警戒設備の取替えの工事、それから、内面の板の取替えの取替え工事と照明設備の変更工事を考えているところでございます。

具体的には、16ページを御覧ください。まず照明設備について、危険工室または火薬類一時置場の照明設備は、漏電等に対し安全な防護装置を設けた電灯と電気配線とすることが省令上義務づけられています。また、照明設備はその取替えの工事に限り既に軽微な変更の工事として認められているものであります。

近年省エネ対策として従来の蛍光灯をLED電灯に変更するニーズが高まっておりますが、LED電灯への変更は取替え工事に該当しないため、その都度変更許可を受けなければならないことが普及のネックとなっていました。このため、工室等内の設備の変更工事ではあるものの、照明設備の電灯部分のみの変更工事であれば軽微な変更工事とすることとしたいと思っております。

次に、運搬車についてです。火薬類を運搬する運搬車については、運搬する火薬類や周囲の火薬類に対し爆発または発火を起こす恐れがないものでなければならないことになっております。これらにつきましては、例示基準において、先ほどもありましたが、手押し車等の基準が定められているところです。

既に手押し車に限っては軽微な変更工事として認められておりますが、蓄電池車、ディーゼル車、ガソリン車についても、火薬類が発火する危険のある電気設備、電気配線、排気管、消音器の変更工事を除外した上で軽微な変更工事として認めることにしてはどうかと考えております。

次、17ページを御覧ください。警鳴装置についてです。こちらにつきましては、日本火薬銃砲商組合連合会からは、小売商は火薬庫1カ所所有が大半で、この場合、変更申請から完成検査までの間、ほかの火薬庫へ火薬庫を預けることは現実的に難しいので、警鳴装置の火薬庫内の変更工事についても軽微な変更の工事に追加してほしいという要望をいただいているところではございます。

火薬庫に関しては、下の図にイメージ図を描いておりますが、盗難防止のため見張人を常時配置する場合を除き警鳴装置設置が義務づけられているものです。この警鳴装置につきましては、図を見ていただきたいのですが、主に異常を感知する装置（感知部）、警鳴を発する装置（警鳴部）、警報を通知する装置（報知部）から構成されており、このうち火薬庫外にある設備の変更工事については、既に軽微な変更が認められているものです。

火薬庫内の異常を感知する装置については、まずは取替え、取替えというのは先ほど言いましたように仕様や能力が同じものになりますけれども、そういったものであれば軽微な変更工事に該当することとしたいと考えております。具体的なイメージとしては、右下にありますように、①天井に設置されている警戒細線から仕様や能力が同じ警戒細線に取り替える場合になります。

18ページを御覧ください。参考として、左側に製造施設、右側に火薬庫を書いております。白く切り抜いたところが既に軽微な変更として認められているところではございまして、

左側の軸で見ていただくと、新設・移転に関しては、これまでも認めているものはございません。改造の工事、機能や性能に変更ありのものに関しては、今までは工室外の設備について原動機等を軽微な変更として認めていますが、今回は工室内や火薬庫内であったとしても蛍光灯からLEDへの変更工事に限り軽微な変更として認めてはどうかと考えております。

下の取替えの工事に関しましては、例えば製造施設の工室外の設備のところを見ていただくと、従来は原動機とかに限っていたものに運搬車とか移動式製造設備の車両も追加したいと考えております。

19ページを御覧ください。こちらは一昨年の10月に御審議いただいた件でございますけれども、移動式製造設備に関して、製造に係るもの以外の車両設備の変更工事を軽微な変更追加したいと考えておまして、先ほど御紹介したものと併せて手続を行いたいと考えているところでございます。

次、20ページを御覧ください。③申請様式の変更（審議事項）になります。

21ページを御覧ください。申請様式の見直しです。火取法において許可等を受ける際には、ここに記載しているように様式が決まっています、監督部長とか都道府県知事等に申請を行うことになっております。例えば製造の様式では、事業所所在地や製造所所在地、代表者住所を記載する欄がそれぞれ設けられていますけれども、このうち赤で囲った代表者の住所・氏名に関しては、代表者個人の住所を記載する場合がありますので、代表者個人の住所の記載は不要ではないかと考えております。このため、この欄は削除とし、併せて火取法第何条の規定により許可を受けたいので申請しますという条文を入れたものに様式を変更したいと考えております。

次、22ページを御覧ください。基本的に行政文書の様式については日本産業規格のA4になっておりますが、ここに記載のある完成検査証等に関しては、A5規格、A5での様式、用紙の大きさはA5とするとなっております。このため、これをA4化してファイリング等をしやすいように修正していきたいと考えているところです。

私からの説明は以上になります。

○新井座長　　ありがとうございました。それでは、本テーマにつきまして、御意見あるいは御質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。ただいま御説明のあった内容について、御異議ございませんでしょうか。

○三宅委員　　三宅です。

○新井座長 はい、どうぞ。

○三宅委員 御説明どうもありがとうございました。質問というわけではありません。御説明いただいた内容についてはこれまでも検討してきたことがほとんどですし、いろいろな観点から合理化を図っていくという流れなので、結構なことだと思います。ただ、1点お願いといたしまして、こういった技術基準の見直し等を行って、当然今いろいろな意味で社会環境とか社会情勢が大きく変わっているところですので、また随時フォローアップしていただいて、安全を大前提とした上でいろいろな合理的な方向を目指していくということをお願いしたいと存じます。

それともう1点は、どうしても先ほどの件、今申し上げた件にも関わってくるのですが、自然災害が激甚化してまいりますので、通常時あるいは平時の前提ではないと思うのですが、非常に今後想定を超えるようないろいろな事態が発生しますので、それに対してもきちんと目配りしていただければと思います。

以上です。

○新井座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。特に御異議ないという理解でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして議題4、火薬類取締法その他の取組についてということで、事務局より御報告をお願いいたします。

○事務局 資料4を御覧ください。こちらは技術基準以外の改正について御紹介させていただきます。

まず1ページ目を御覧ください。最初の1.は、新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置として、国家試験に関して必ずしも1年に1回やらなくてもいいということでの省令を改正し、実際にやるときには告示によって具体化することになっております。

同様に、2.に関しては、製造施設、火薬庫の保安検査については1年に1回となっておりますが、そちらについても告示で期間を決めれば延長することができるように制度を整えたところです。

3.と4.は、全省的な取組として押印・署名を廃止したり、自治体職員の立入検査の身分証の統合ができる省令の改正を行ったところです。

2ページを御覧ください。適用除外火工品の指定に関してです。事業者からの要望に応じて、順次火取法の適用を受けない火工品を指定する告示の改正を行っております。また、

今後といたしましては、チャイルドシートに用いるエアバックガスとか無人航空機に用いるパラシュート開傘装置について追加指定することを予定しております。

次に、3ページを御覧ください。事故マニュアルの見直しに関してです。昨年5月付で火薬類事故対応マニュアルの大幅な改正を行っております。主な改正としては、これは産業保安グループ全体の取組でございますが、従来テレビ・新聞等の取扱いにより社会的影響・関心が大きいと認められる事故については、人的被害・物的被害の状況にかかわらずA級またはB級事故と定義しておりましたが、その規模だけによって分類することといたしました。

ただし、②社会的影響や関心が大きいと認められるときには、事故の分類にかかわらず、都道府県等は速やかに担当監督部に連絡することとしておりますし、その連絡を受け取った私どものほうも速やかに情報の収集に努めることにしております。

次、4ページを御覧ください。火薬類保安経済産業大臣表彰についてです。現在火薬類の保安に関して、保安意識の高揚を図って火薬類の保安を推進することを目的として、2年に1回大臣表彰を実施しております。例年12月に実施しております、今年も12月に実施することとしております。受賞対象者としては、ここに書いてある保安功労者、優良従事者、優良事業所になります。

一昨年の12月にも大臣表彰を行ったのですが、その際推薦とか選定の際に見つかった課題につきまして、いま一度現在の実施要領等の見直しをすることといたしました。まず

(1) 平成29年から都道府県以外に指定都市も火取法の所管になっておりますが、指定都市の所管に係る事業者等については、29年当時は当面の間は県からの推薦だけにしようということになっておりましたが、その後指定都市での運用も安定化しておりますので、指定都市から監督部への推薦ルートを新たに設定することにいたしました。(2) 候補者の採択件数を柔軟に運用できるよう、受賞対象ごとに原則10件以内に改正いたしました。

(3) 国の審議会の委員等につきましては、国への貢献度の点数へ反映することとしました。(4) 選考基準の紛らわしい配点規定については、結構問合せ等があったものに関しては明確になるよう見直しをしたり、現状と乖離している規定についても見直しを行いました。(5) 推薦のあった者以外の者でも、技保審が推薦を求められるように改正を行いました。(6) 非常の場合等に特に功績のあった保安功労者の区分を新たに追加いたしました。(7) 選考基準で公的機関の範囲の質問が多かったので、その範囲を明確にしました。この3月に改正を行いましたので、今年12月の表彰から適用することとしております。

次、5ページを御覧ください。日豪円滑化協定に関してです。いずれも外務省のホームページから紹介したものになっています。1月6日に日本国とオーストラリアとの間の協定への署名が行われております。これは日豪の一方の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位等を定める協定になっています。この協定は、両国部隊間の協力活動の実施を円滑にし、両国間の安全保障・防衛協力をさらに促進し、日豪両国によるインド太平洋地域の平和と安定への一層の貢献を可能にするものです。

この協定の中で、火薬類に係る規定としては第14条になります。1. 訪問部隊は、この条の規定に従うことを条件として、接受国において協力活動を実施するため、弾薬等を輸送し、保管及び取り扱うことができる。2. この弾薬等は、接受国が決定する手続及び要件に従って派遣国の責任において訪問部隊が輸送し、保管し、及び取り扱うことになっております。これは今協定まで署名が終わりましたが、今後批准等に向けて検討がなされることになっております。

私のほうからは以上になります。

○新井座長 ありがとうございます。それでは、火薬類取締法その他の取組について、何か御質問等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○熊崎委員 よろしいでしょうか。

○新井座長 はい、どうぞ。

○熊崎委員 見直される事故マニュアルの事故の規模の分類のところでお伺いしたいのですが、A級とB1級の違いで、物的損失の場合、甚大なものがA級で、多大なものがB1級になっていたかと思いますが、これはどの程度のものと決まっているのでしょうか。

○事務局 被害額で分類しておりまして、5億円が境になっております。B1級事故が1億円以上5億円未満になっておりますので、5億円以上になるとA級事故になります。

○熊崎委員 B2、C1、C2につきましても、金額の基準があるのでしょうか。

○事務局 まずA級が5億円以上でして、B1級は1億円から5億円までになります。B2は1年以内に2回事故を起こした場合ですので、物的損害とは関係ありません。C1とC2になりますけれども、C1については1億円未満の損害になりまして、C2については物的被害が発生していないものになります。煙火の場合ですと、例えば下草が燃えるとか黒玉が発生したものについては物的も人的被害もないので、そういったものはC2事故になっております。

○熊崎委員 ありがとうございます。

○新井座長　ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、本日御検討いただきました結果につきましては、今後開催されます火薬小委員会で審議させていただく予定になっております。

その他といたしまして、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局　特にございません。

○新井座長　ありがとうございます。それでは、これをもちまして、第1回火薬類保安ワーキンググループを閉会とさせていただきます。本日はお忙しいところ御参画いただきまして、ありがとうございました。

——了——